

## 第30回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和8年8月5日（水） 14：00～14：57

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、吉橋委員、青砥参与、畑澤参与、岡嶋参与、  
小笠原参与

内閣府原子力政策担当室

井出参事官、中島参事官、渡邊主査

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ

中川淳 実用炉審査部門 安全管理調査官

佐口浩一郎 地震・津波審査部門 企画調査官

止野友博 地震・津波審査部門 安全管理調査官

4. 議 題

- （1）九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）
- （2）令和7年における我が国のプルトニウム管理状況について
- （3）その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和8年第30回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、青砥参与、畑澤参与、岡嶋参与、小笠原参与に御出席いただいております。

本日の議題ですが、一つ目が九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）、二つ目が令和7年における我が国のプルトニウム管理状況について、三つ目がその他であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(中島参事官) 本日一つ目の議題は、九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)についてです。令和8年7月15日付けで原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは原子力規制委員会が発電用原子炉の設置変更許可を行うに当たり、原子炉等規制法第43条の3の6第3項の規定に基づき、発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について原子力委員会の意見を聞かなければならないこととされていることによるものです。

本日は原子力規制庁から説明を聴取し、委員会において議論を行った上で、次回以降、答申を行う予定です。

それでは、原子力規制庁原子力規制部審査グループ原子炉審査部門安全管理調査官、中川様、地震・津波審査部門企画調査官、佐口様、安全管理調査官の止野様より御説明をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(中川安全管理調査官) 原子力規制庁実用炉審査部門安全管理調査官の中川です。本日はよろしくお願いいたします。

まず資料1-1号に基づいて説明させていただきます。本件は令和6年7月25日付けで九州電力株式会社から玄海原子力発電所3号及び4号の設置変更許可について、原子炉等規制法の規定に基づき申請があったものですけれども、審査を行った結果、許可の基準の各号のいずれにも適合していると認められましたので、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号に規定する基準である発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの適用について、原子力委員会の御意見を伺うものになります。

資料1-2号をお開きください。本件申請の概要について説明をさせていただきます。裏面を御覧いただきたいのですが、(1)、(2)については説明を割愛いたします。

(3)は変更の内容になります。玄海原子力発電所は昭和45年に設置許可を受けてから、これまで何度か設置変更許可を受けておりますが、今回の変更は申請書の記載事項のうち本文五号、十号を変更するものとなっております。

(4)は変更の理由になります。地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した日本海南海西部の海域活断層の長期評価(第一版)の知見を踏まえ、基準地震動を追加し、基準津波を変更する。あわせて、緊急時対策棟内にございます緊急時対策所の設置をもって廃止した代替緊急時対策所に関する記述を削除し、関連箇所の記載を適正化するものとなっております。

続きまして、参考資料第1号を用いて、本申請の概要及び主な審査内容を説明いたします。

ページをお開きいただきまして、1 ページ目のまず上の申請の概要でございます。先ほど少し説明いたしましたが、まず一つ目、地震調査委員会による「日本海南西部の海域活断層の長期評価（第一版）－九州地域・中国地域北方沖－」、以下、地震調査委員会（2022）と言いますが、これを踏まえ、基準地震動を追加し、基準津波を変更するものでございます。

それから、二つ目については、設置許可の記載として代替緊急時対策所に関する記載があったのですが、緊急時対策所を既に設置していることから、代替緊急時対策所に関する記述を削除するということで、これは記載の適正化でございます。

続きまして、審査内容につきまして、ハザード側、プラント側それぞれについて説明者を交代して説明をさせていただきます。

（佐口企画調査官）ハザード側の審査を担当しております佐口と申します。

1 ページの中段、主な変更点のところから説明させていただきます。この主な変更点にございますように、本申請では地震調査委員会（2022）を踏まえて、左の図にございますように、震源として考慮する活断層が変更され、中でもこの図の中の水色の文字で示されております活断層による地震及び津波に基づき、右の方、矢印の右にそれぞれ時刻歴波形がございまして、基準地震動  $S_s - 7$  が追加され、基準津波も水位上昇側及び下降側でそれぞれ変更されてございます。

したがって、一番下、審査のポイントにございますように、ハザード側では主に活断層評価の変更による基準地震動の追加と基準津波の変更について、それからプラント側では主に基準地震動の追加と基準津波の変更に伴う耐震設計方針及び耐津波設計方針について、それぞれ審査で確認をしてございます。

次の2 ページを御覧ください。

まず、基準地震動の追加に関する審査内容のうち、活断層評価の審査では、地震調査委員会（2022）に示される活断層の位置、形状等を踏まえて、下の図表で水色で示される断層で、例えば真ん中の表の一番上の壱岐北東部・警固断層帯では、変更前では壱岐北東部の断層群と、それから警固断層帯といった形で個別に評価されていた断層でございましてけれども、本申請では一連の活断層帯として評価されるなど、断層長さの見直しが行われているとともに、緑色で示されている断層というのが新たに追加されるなど、活断層評価の変更がなされているということを確認してございます。

次の3 ページを御覧ください。

先ほどの活断層評価を踏まえた検討用地震の選定では、左下の図にございますように、各

地震の応答スペクトルの比較により、壱岐北東部・警固断層帯による地震は緑の線で示されておりますけれども、この応答スペクトルが周期でいいますと約0.3秒から0.7秒程度の一部の周期帯で最大となっているということから、本申請において検討用地震として追加されているということを確認してございます。

また、地震動評価では、右下の図にございますような震源モデルを設定し、二つ目の矢羽根のところにごございますような各種の不確かさを考慮して、応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価に基づき、適切に評価が行われているということを確認してございます。

次の4ページを御覧ください。

基準地震動の策定におきましては、まず、一つ目の矢羽根にごございますように、壱岐北東部・警固断層帯による地震の応答スペクトルに基づく地震動評価結果を包絡させて基準地震動S s - 7が策定されており、また、二つ目の矢羽根にごございますように、断層モデルを用いた手法による基準地震動は、基準地震動S s - 7の応答スペクトルを全周期帯で下回ることから、策定は不要であるということを確認してございます。

なお、左の下の方にごございますように、黒線で示されている基準地震動S s - 7の応答スペクトルでございまして、こちらは既に許可をした竹木場断層による地震及び城山南断層による地震に基づき策定された基準地震動S s - 1、これは右下の方にごございますけれども、これと同じとなってございまして、その上の図、中段の図にごございますように、加速度時刻歴波形は基準地震動S s - 1と比較して大きく異なっており、継続時間も3倍程度と長くなっているということを確認してございます。

少し飛びますけれども、7ページの方を御覧ください。

ここからは基準津波の変更に関する審査内容となりますけれども、まず活断層評価を基に左の図の太い水色の破線枠と、それから右の表で示されているように、複数の活断層の連動も考慮した上で、検討波源の選定が適切に行われていることを確認してございます。

この選定した検討波源につきましては、最新の科学的・技術的知見を踏まえて波源モデル設定するとともに、傾斜角、滑り角といった各種の不確かさを考慮して適切に津波評価が行われており、その結果といたしましては、右の表の一番下にごございます対馬南西沖断層群と第1五島堆断層帯の連動による地震に伴う津波というのが敷地の評価地点におきまして、水位変動量が最も大きくなり、その水位変動量は変更前と比較して約1.5から2倍程度大きくなっているということを確認してございます。

次の 8 ページを御覧ください。

基準津波の策定におきましては、まず、先ほどの津波評価結果から水位変動量が最も大きいケースが基準津波の波源に選定されており、基準津波につきましては、左の図にございますように、施設からの反射波の影響が微少となるような策定位置におきまして、右の図にございますように、水位上昇側と下降側それぞれで策定されていることを確認してございます。

また、この基準津波が国土交通省、内閣府、文部科学省や佐賀県、福岡県、長崎県といった行政機関による津波評価を上回ることでと、あとは基準津波に伴う砂移動評価が適切に行われていることも確認してございます。

ハザード側の説明は以上になりますので、ここで説明者を交代いたします。

(止野安全管理調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の止野でございます。

ここからはプラント側の審査について説明させていただきます。ページは 9 ページ目をお願いいたします。

まず、耐震設計方針についてです。こちらは今回追加されました基準地震動  $S_s - 7$  との応答スペクトル比率を 0.5 とした弾性設計用地震動  $S_d - 7$  を新たに設定する方針であることを確認してございます。これ以外の事項につきましては、既許可からの変更はございません。

続きまして、耐津波設計方針についてです。基準津波の変更に伴いまして、入力津波高さが上昇することを踏まえ、敷地への流入防止について確認しております。

右下の敷地図面を御覧ください。入力津波高さの評価地点で一番高くなるのは、図面の左上の敷地北西側前面で、その高さは T. P. プラス 14.0 メートルとなっております。これは防護対象設備が設定されます緑色の部分の敷地高さ E L. プラス 11 メートルよりも高くなりますけれども、左側の断面図にありますとおり、北西側の敷地標高は E L. プラス 16 メートルとなっております、この岩盤部により遡上波が到達しないものとなっております。当該岩盤部につきましては、地震時及び津波時の健全性評価を実施し、津波防護機能が保持されるということを確認してございます。

これ以外の箇所につきましても、入力津波高さよりも敷地が高い位置にあることから、遡上波は到達しないということを確認しております。

1、2 号炉も含めました取放水路等からの流入可能性につきましても、入力津波高さに対して開口部が高い位置にあることから、敷地に流入しないということを確認しております。

以上のとおり、遡上波は敷地に到達しないこと等を確認しており、既許可から設備対策に

係る耐津波設計方針に変更はございません。

審査内容の概要の説明は以上でございます。

(中川安全管理調査官) 説明者が替わります。原子力規制庁の中川です。

資料1-1号にお戻りいただきまして、この2ページ目の別紙を御覧ください。こちらで許可の基準への適合について説明させていただきます。真ん中の一つ目のポツのところですが、当該申請につきましては、発電用原子炉の使用の目的である商業発電用という目的を変更するものではないこと、二つ目として、使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵、管理する方針に変更はないこと、三つ目として、海外において再処理が行われる場合は、再処理法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施すること、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ること、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと、四つ目として、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、既許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、以上のことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるということでございます。

説明は以上でございます。

(上坂委員長) 中川様、佐口様、止野様、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、15分間をめどに質疑を行います。

それでは、直井委員からお願いします。

(直井委員) どうも御説明ありがとうございます。私の方からは参考1で御説明いただきました玄海3、4号の設置変更許可申請の概要と主な審査内容の中身について教えていただきたいと思います。

この申請の概要ですけれども、2022年に公表された地震調査委員会の活断層についての新たな知見に基づいて、基準地震動を追加して基準津波を変更するという内容で、基準地震動につきましては、壱岐北東部の断層と警固断層が新たな知見として一連の断層帯とみなされて、基準地震動Ss-7として策定されたということと、それから、4ページの右下の表でSs-1というのが、これは新知見が得られる前の評価における基準地震動で、水平方向、鉛直方向の最大加速度は従来のSs-1、Ss-7で同じになったということですが、加速度の時刻歴波形がSs-7では長い時間振動が続くということでした。この振動

が長く続くことに関して、今回の審査プロセスで何か評価をされたのか教えていただけますでしょうか。

(止野安全管理調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の止野でございます。

今回、地震動の継続時間が長くなるということで、一般的に施設に対しては繰り返し荷重による疲労ということが考えられます。事業者からは今回のS s - 7の追加に伴う施設の影響ということで、現状の疲労評価への影響を確認した結果、耐震安全性を満足する見通しであって、既許可の設計方針を変更する必要はないというふうに確認したと聞いてはございます。

ただ、具体的な耐震計算書等、詳細につきましては、今後提出される見込みである設計及び工事の計画の認可申請の中で確認してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

(直井委員) どうもありがとうございます。

それから、9ページで敷地北西部前面の入力津波高さ、この評価結果がT. P. プラス14メートル、それで取放水路への津波高さがT. P. プラス6. 5というような数字が出ていますが、この数字というのは、その前の津波変更の審査内容の中では、どこにも出てこないのですが、これらの数字はどのように評価されたのか教えていただけますでしょうか。

(止野安全管理調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の止野でございます。

こちらにつきましては、まず基準津波の評価点から海底地形とか回り込みとか、そういったものを踏まえて遡上解析を実施してございます。その遡上解析を実施した結果、さらに潮位のばらつきですとか、あとは地震による地殻変動、こういったものを考慮して、保守的に積み上げた数字として、ここの今9ページ目にお示ししているそれぞれの入力津波高さというものが出てくるというものでございます。

以上でございます。

(直井委員) どうもありがとうございます。

最後ですけれども、今回、九電さんの玄海における新たな活断層に関わる知見に基づく変更申請、これはほぼ2年前に申請ということで、中部電力さんの基準地震動に係る不正発覚前になるのですけれども、今回の審査過程において、中電のこの不正を受けて新たに取り組まれた点がございましたら教えてください。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口でございます。

まず、玄海発電所3、4号炉ですけれども、地震動評価におきましては、まず断層モデル

を用いた手法による地震動評価、これが正しく中部電力で不正がされたところで問題になっているところがございますけれども、まず一つ、手法が実は違うと。

中部電力は統計的グリーン関数法というものをを用いております。一方で、この玄海につきましては、経験的グリーン関数法という手法が取られておりまして、実際に発電所の敷地の中で地震観測記録が得られていて、特に2005年の福岡県西方沖地震というのが得られておりまして、その余震というものをを用いまして計算をしていくわけなんですけれども、この余震を用いるときに本震の再現性、そういったものもしっかり確認して、その妥当性をまず確認しているということから、まず手法が違うというところと、それから、当然こういった許可申請に関わる審査におきましては、当然規則ですとか解釈、それから審査ガイド、こういったものに基づき評価の方針ですとか方法、それから条件ですとか結果について、基準の適合性を確認していくものでありますので、当然評価における個別の解析につきましては、当然原子力施設の安全確保というものは、一義的な責任というのがまず事業者が有するということがまず大前提であると。

当然ながら、今回の不正を受けまして、玄海につきましては当然九州電力ですので、玄海に限らず当然川内発電所も既に再稼働しております。当然、川内と玄海を含めましたいわゆる許可に関わる審査ですとか、当然検査も行っておりますので、そういったものを通じて中部電力のような不正の事案というものはまず認識されていないということと、もともと中部電力の不正の発覚の基になったいわゆる情報の提供、こういったものも、特に寄せられていないということで、したがって、特段この玄海につきましては、中部電力の不正に対するものと同様なものはまず行われていないと考えておりますし、しかもそういったことを確認する必要もないと我々は考えていますので、なので、特段中部電力の問題を受けて、改めて何か実施しているということはございません。

以上でございます。

(直井委員) どうもありがとうございました。

私の方からは以上です。

(上坂委員長) では、吉橋委員、お願いいたします。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございました。今回地震調査委員会の結果を踏まえて基準地震動を追加して基準津波を変更されていて、その中で十分に原子力施設であるとか、周辺の安全というのは確保されているということを御確認されたということで、よろしいのかと思っております。

それで、先ほどの手法の件で、詳しいところまでは分からないのですが、地震の手法というのは、幾つかのモデルというか方法があって、それは規制庁さんの方でこのモデルを使うようにという指示を事業者にはせずに、各事業者が出してきたものを精査するというような、そういったプロセスを取られているということによろしかったでしょうか。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口でございます。

おっしゃられたとおり、まさに事業者がまずどういう手法があってというのは、選択はしてくるものでございます。ただし、当然その選択した手法につきましては、既にもう手法の妥当性というのは学会とか学協会を含めて、これはまず確立したきちんとした手法であるということは当然ながら確認してございますので、そういった意味で、改めて何か手法そのものについて何かこの手法はいいのか、そういった確認をする必要はないということで、基本的にはそういう確立された手法を少なくとも事業者も用いて示していると、そういうことでございます。

以上でございます。

(吉橋委員) 御説明いただきありがとうございます。

私からは以上になります。

(上坂委員長) それでは、参与からも御質問、御意見を伺います。

それでは、青砥参与から御意見を頂ければと思います。

(青砥参与) 御説明ありがとうございました。今回の諮問の本題である資料1－1における内容について特にコメント、質問はありません。参考資料について質問します。

今回の内容は2022年度の地震調査委員会の報告に基づき、九州の南西部を中心に行われた調査の結果によって行われたと理解しています。こうした見直しや評価の審査はどのような周期で、あるいはどういう対象をどういうステップで行われるのかについて、もう少し詳しく説明をいただきたい。

調査委員会の調査は何年ごとに、あるいはどういう周期で行われるのか、また今回、日本海南西部の海域を対象にとされていますが、その調査対象の選定についてはどう決定されているのか、その上で今回事業者の評価の見直しや申請が行われて、妥当であるという評価がされているわけですが、このステップはどのようなふうに行われるのか、調査がなされる、それから事業者がそれを見て、自分たちで自発的に行うのか、あるいは調査結果に基づいて御庁の方から指示をして、それによって評価の過程が始まっていくのか、そういったところも含めてもう少し説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口です。

幾つか御質問をいただきましたけれども、まずこういった活断層の評価というのがどれぐらいの頻度で行われるかということで、まず説明させていただきたいのですけれども、当然ながらこれは地震調査委員会の中でも、こういった活断層の長期評価部会というのがございまして、その中で評価をされていくものでございます。この評価に当たっては当然ながら、例えばプロジェクトがございまして、その中で評価をして、それを取りまとめた上で評価結果として今回のような形で出されるものでございます。

その頻度といいますか、間隔といいますものは、基本的には目的ですとか当然内容、それからプロジェクトの進行度合い、こういったものによりますので、何年とか何か月とかという決まった周期でまず更新されるものではないということを、まず御理解をいただきたいと思います。

当然ながら地域についても同じような地震調査委員会の中で決められてございまして、今回のような地域と、さらにこれから北上をしていって、まさに今、近畿地方辺りを恐らくされていて、近々何か公表されるのではないかと考えておりますけれども、その後は更に北上していって、東北沖ですとか北海道、そういった形でまず評価がされていきますけれども、これが、じゃ、毎年行われるかというわけではなくて、先ほども説明させていただきましたように、少し不定期で決まったものではないということです。

こういった知見が公表された上で審査上どう扱うのかというところです。当然ながらこういった新しい知見というものを審査というか、申請に当然反映させていくものであり、それはまずは事業者の一義的な責任ということになってございます。

したがいまして、まずは事業者がこういった知見があつて、その知見が許可を既に受けているものであれば、それに対して影響があるのかないのかというのを、まず自らが確認をして、まず報告を我々にしてくるという形になります。

当然ながら影響があるのかないのかというのも我々、これは意見聴取会合と言いますけれども、そういった中で確認をして、当然影響があるのであれば、またそれは事業者が自ら変更の申請をしてくると。

その間、我々も事業者が申請をしてこないと、全く見ないのかということではなくて、我々も独自に規制庁の方でもこういった最新の知見というのは収集、分析等はしておりますので、その中で余りにも事業者の対応が遅いようですと、こちらから何かアプローチをして事業者に対し影響を説明するようにということはございますけれども、基本的には、まずは

事業者がこういった知見が出たならば、その影響について確認をして報告をするということでございます。

以上です。

(青砥参与) ありがとうございました。自分の理解は、独立した関連組織、調査委員会なるものが調査を独自に行って公表したことを発端に、その公表により事業者が、あるいは事業者と並行して規制庁側もそうした新知見に対する動作を起こす、さらに発表内容を見た上で、必要に応じて事業者が自発的に申請を行い、規制庁がそれを確認していくというステップが踏まれると、そういう理解ですが、それでよろしいですか。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口でございます。

おっしゃるとおりの理解です。ありがとうございます。

(青砥参与) これからも是非そういう網羅的なステップが外れないようにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(上坂委員長) では、畑澤参与から御意見を頂ければと思います。

(畑澤参与) 詳細な御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。私も懸念していたのは、このような申請がどういう形で行われるのかという点でございました。事業者に一義的な責任があるというふうに理解しておりますけれども、ただいまの青砥参与の御質問、それから、その回答の中で、事業者に100%任せているわけではなくて、同じ情報を規制庁側も把握して、もし何か遅滞が起こるようであれば、それを事業者と共有して、申請に関する話合いを始めるということでもございましたので、そういう形で是非進めていただければというふうに思いました。

今回の場合は、壱岐北東部・警固断層帯という二つの分かれていた断層を一つにして評価するというのが、活断層長期評価委員会の方から変更があつて、それに伴って計算を適切なモデルに基づいて計算した結果を受け入れて申請し、それを評価したというふうに理解いたしましたけれども、そういうことでよろしかったでしょうか。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口です。

そのとおりで、御理解のとおりでございます。

(畑澤参与) ありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。

畑澤の方は以上です。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与から御意見を頂ければと思います。

(岡嶋参与) どうも御説明ありがとうございました。まずは今の質疑等々でどういう視点で評

価されているのかというのをよく説明していただいたので、理解しました。

まず本件について諮問されているのは、平和目的以外の利用をされるおそれがないことについては、特にコメントはございません。

それで、先ほどの御説明のところで私がちょっとだけ気にしている点を質問したいと思っています。それは今回のお話、言ってみれば地震に対するデータについて最新の知見を反映しようという話だったと思います。これは解析した結果ですから、要するに適切な評価というときには計算コードも使うわけですね。ということは、計算コードの方も最新の知見を反映したものになっているとの評価がなされているのかどうかということも、一つポイントじゃないかと思っています。その点はいかなのでしょうか。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

もちろん、先ほども説明させていただきましたけれども、この計算手法も含めて学協会では広く認められた手法であって、計算手法もそれほど何年もしたらがらっと変わるものではなくて、当然同じような計算手法でスキームですね、用いておりますので、当然ながら更に新しいもっといい手法が出たりとか、そういうことであれば、またそれを規制に取り入れるのかという点はございますけれども、現在の手法で計算のスキームを含めて、これは妥当であるということは当然ながら学協会も含め、我々も当然確認してございます。

以上です。

(岡嶋参与) ありがとうございます。その妥当はモデルの精緻化というコード全体の大きな改良ではなくて、計算スキームの高速化のようなことがあるかと思うんです。そこで、その両方の点で、そういう最新の知見が反映されているのか、えてして古いコードで解析して、これで通ったのだからその古いコードを利用して解析するというような前例を踏襲するようなことになっていないかと危惧します。そういうことがないとの判断はどうかという点で僕は確認しています。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口でございます。

御質問ありがとうございます。まさにそういった点も含めて、我々は当然ながら申請時における最新の技術的知見というものを踏まえて申請がなされているかという点も、当然確認してございますので、ですので、そんなに物凄く古い何かコードを使うというわけではなくて、その時々申請時期において、とにかく最新のものを用いているということは確認してございます。

以上です。

(岡嶋参与) 分かりました。どうもありがとうございます。是非その辺のところも含めた上で「適切」という言葉で反映されているのだろーと思います。是非今後もよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

(上坂委員長) それでは、小笠原参与から御意見をいただければと思います。

(小笠原参与) 御説明どうもありがとうございました。本日、原子力委員会が意見を聴取されているのは、この発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないかどうかという観点からだとして理解いたします。今回の九州電力からの変更の申請というのは、専ら原子力の安全性に関するものであって、原子力の平和利用の観点から、資料1の別紙にも、1-1の別紙にも記載されているとおり、変更がないというふうに理解されますし、またIAEAの保障措置の適用等に関して影響ないし何らかの波及があるということも想定されないように思いますので、私の方から特に御質問はございません。ありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べます。

まず、この参考資料の冒頭なのですが、1ページ左上にあるこの地震調査委員会ですね、確認のため、この地震調査委員会の位置付け、どこの省とか、それをお教えいただければと思います。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

この地震調査委員会でございますけれども、これは1995年、平成で言うと7年になりますけれども、阪神・淡路大震災がございました。それを契機に制定されました地震防災対策特別措置法というものがございまして、これにより、いわゆる地震に関する調査研究というものを一元的に推進をするというために、当時総理府とあって、現在は文部科学省ですね、ここの特別の機関として設置された地震調査研究推進本部というものを我々は地震本部と呼んでおりますけれども、これの下に置かれた組織ということになってございます。

先ほども少し説明させていただきましたけれども、更にその下には活断層の評価部会ですとか、それから地震動の評価をするような強震動評価部会ですとか、あと津波の評価をするような津波評価部会などが更に下にございます。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それから、最後ですけれども、もう今質疑にあったとおりのことです。評価されていると思うのですが、規制庁内ではこの申請を受けて何か委員会等を立ち上げるとか、そういうこ

とはあるのでしょうか。

（佐口企画調査官）原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口でございます。

すみません、もう一度御趣旨を伺ってよろしいでしょうか。

（上坂委員長）規制庁内の中で何か各個人で対応するというのではなくて、何か作業検討会とか、そういうような組織あるいは委員会や検討会とか、そういうものを立ち上げて対応するということはあるのでしょうか。

（佐口企画調査官）原子力規制庁地震・津波審査部門の佐口です。

先ほど我々の中でも、規制庁の中でも当然こういった知見の収集ですとか分析、こういったものは独自に当然しているというお答えをさせていただきましたけれども、そういった意味では、この規制庁で技術情報検討会というものがございまして、この検討会ですけれども、国内外の原子力施設の事故ですとか、あとトラブルに関わる情報ですとか、あと当然今回のような最新の科学的・技術的な知見、こういったものについてそれらが、要は原子力規制に反映させる必要があるのかないのかということについて検討、整理して、認識を共有するというような目的でそういった会議体を、これは2か月から3か月に1度ぐらいの頻度で実は開催しておりまして、そういったものの中でこういった知見というのを取り扱うということで、これは常日頃からしているということでございます。

以上でございます。

（上坂委員長）よく分かりました。

それでは、本日の説明を受けまして、今回の変更申請が発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことを、原子力委員会で審議いたしまして、次回以降、答申することといたします。

それでは、御説明どうもありがとうございました。

それでは、大変恐縮ですが、説明者におかれましては御退席の方をよろしく願いいたします。

（規制庁 退室）

（上坂委員長）次に、議題（2）について事務局から説明をお願いいたします。

（中島参事官）二つ目の議題は、令和7年における我が国のプルトニウム管理状況についてです。我が国はIAEAのプルトニウム国際管理指針にのっとり、国内及び海外において使用及び保管している未照射分離プルトニウムの管理状況を毎年公表するとともに、IAEAに対して報告を行っております。本日はその内容について事務局より説明をいたします。

本件は原子力利用に関する基本的考え方の3の4「国際協力の下で原子力の平和利用及び核不拡散・核セキュリティの確保等を進める」に主に関連するものです。

それでは、渡邊主査から説明をお願いいたします。

(渡邊主査) ありがとうございます。事務局から資料に基づき説明させていただきます。資料第2号を御覧ください。

令和7年における我が国のプルトニウム管理状況でございます。こちら、1ポツで趣旨、2ポツで概要を記載してございます。

まず、最初の1ポツの趣旨の部分ですが、皆様御存じのとおり、我が国は平和の目的に限って原子力の利用、研究、開発を行っております。国内全ての核物質、原子力活動につきましては、IAEAの保障措置の厳格な適用を受けた上で平和利用の担保を行っているということになっております。その上で特にプルトニウムに関しては、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持しているところでございまして、原子力委員会においても平成30年にプルトニウム保有量を減少させる方針として、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を公表し、電気事業者などに対してプルトニウム利用計画の毎年度の公表を求めるといったことをしてございます。

こういった背景を踏まえまして、プルトニウム利用の透明性の向上を図るという観点から、IAEAのプルトニウム国際管理指針にのっとり、国内外においてその使用及び保管している未照射分離プルトニウム、これを分離プルトニウムと言いますけれども、この管理状況を毎年公表するとともに、IAEAに対しても提出を行っております。

また、我が国としてはIAEAのプルトニウム国際管理指針以上に使用、保管状況などを日本として公表しておりまして、透明性の拡大を図っているところでございます。

その下の2ポツ部分が今回の概要となっておりまして、具体的な管理状況を示しております。四角の令和7年末時点ですが、国内外において管理されている分離プルトニウムの総量は44.4トンとなります。そのうち国内保管分は9.9トン、海外保管分は34.5トンとなります。

めくりまして、2ページを御覧ください。

令和7年は国内で保管されている分離プルトニウムの消費がなく、新たな分離プルトニウムの回収もありませんでした。電気事業者が仏国で保管している分離プルトニウム1.3トンに関西電力高浜発電所3号機及び4号機で使用するMOX燃料に加工して国内に搬入しており、令和7年末の国内保管分は9.9トンになりました。これにより令和7年末の海外

保管分は34.5トンとなりました。このため令和7年末の総量としましては、前年と同様に44.4トンとなりました。

その下、管理状況の詳細の箇所でございますが、保管中の分離プルトニウムは何かというところでございます。真ん中辺りに①、②、③とありまして、①は再処理施設にある使用済燃料から分離したMOX燃料、②は燃料加工施設にありますMOX燃料集合体に加工されたもの、そして③は原子炉内にあります照射される前の未照射分離プルトニウムというものが対象となっているということでございます。

2ページ目下の米印の箇所を御覧ください。こちらはプルトニウムの数値でございますが、IAEAの保障措置にも関わっているところございまして、めぐりまして3ページ目のとおり、日本における令和7年のIAEA保障措置結論ということで、本年6月に開催されておりますIAEA理事会におきまして、保障措置活動に基づき、我が国の状況については全ての核物質が平和活動下にあると評価されております。

以降のページにつきましては、それぞれ数値の詳細であるとか内訳を記載しているところでございます。

ページを飛ばしまして、10ページ目を御覧ください。

こちら10ページ目は、プルトニウム管理状況についてIAEAに対して毎年提出しているものでございます。10ページ目の形でIAEAに対して提出させていただくということになっております。上の四角半分が未照射のプルトニウムございまして、下の四角半分が使用済燃料に含まれるプルトニウムでございます。

それより前の4ページ目から9ページ目についてですが、こちらはIAEAに提出するものではございませんけれども、日本として透明性を高める観点で独自に公表しているということでございます。

簡単ではございますが、以上となります。よろしくお願いいたします。

(上坂委員長) 御説明ありがとうございます。

それでは、今の説明に関しまして、25分間をめどに質疑を行いたいと思います。

それでは、直井委員からお願いいたします。

(直井委員) どうも渡邊様、御説明ありがとうございました。令和7年末の時点の総量は、昨年の令和6年末の時点と同じ量だと。これは回収も、それから消費もしていないということで、総量としては変わらないということが分かりました。それで、あとフランスにあった1.3トンがMOX燃料として日本に運ばれたということで、フランスの保管量が1.3トン減

って日本の保管が1.3トン増えているということになっているということも理解いたしました。

プルトニウムにつきましては、純粋な国産の貴重なエネルギー資源なので、まずはしっかりと使っていくということが第一かと思います。それでこのプルトニウムの指針というものは、プルトニウムの平和利用を進めている9か国で透明性向上等、国内外の理解促進のためにIAEA内で指針を作って、それに基づいて今ぐらいの時期にIAEAに対して報告するというような活動を30年近くにわたってしてきましたけれども、我が国がプルトニウムの平和利用の先頭に立ってこういった活動をしっかりと進めていくということが重要だというふうに考えます。

質問ではなくコメントです。

私からは以上です。

(上坂委員長) それでは、吉橋委員、お願いいたします。

(吉橋委員) 渡邊様、御説明ありがとうございます。また丁寧におまとめいただいてありがとうございます。この件につきましては、先ほど直井委員がおっしゃったとおり、日本国内でしっかりと管理をして、それを世界にしっかりと示していくというのが非常に重要なことと考えております。

現在のところでは未照射分離プルトニウムという形でまとめられているかと思うんですが、これは今後六ヶ所等が動き出すと、また少し表の作り方等は変わってくるという認識でよろしかったでしょうか。

(渡邊主査) そうですね。おっしゃるとおり、六ヶ所の稼働に基づいて表というか、見せ方の影響はあるかと思うので、関係省庁と相談しつつ反映したいと思います。ありがとうございます。

(吉橋委員) 色々と準備も大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(上坂委員長) それでは、参与からも御質問や御意見を伺います。

青砥参与から御意見を頂ければと思います。

(青砥参与) 説明どうもありがとうございました。私からは報告、この資料内容に特に質問はありません。

コメントですが、先日、この委員会で規制庁から我が国の保障措置の状況について拡大結論を継続しているという報告を頂いています。言ってみれば、今日のこの報告自体もその重要な要素を成すものと考えています。ですから、今後も適切に透明性を堅持したこうした情

報の発信、資料の提供をお願いしたいということをコメントして置きたい。

私からは以上です。

(上坂委員長) 畑澤参与から御意見を頂ければと思います。

(畑澤参与) 我が国の分離プルトニウムの管理状況について、丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。現在、利用の分と、それから消費する分と、それから持込みの分がちょうどない状況で、前回と比べて総量としては変化がないということを理解いたしました。引き続き適正な管理を続けていただければと思います。

畑澤の方は以上です。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与から御意見を頂ければと思います。

(岡嶋参与) どうも御説明ありがとうございました。たしか2月頃でしたかね、電力の方からこういうお話があって報告があったと思います。その辺り等とも整合が取れていると思いました。

私はちょっと聞き漏らしたかもしれないので確認なのですが、結局、最終的に I A E A に報告するのは参考4のこの表一つという理解でいいのですか。

(渡邊主査) ありがとうございます。I A E A に報告するのは、おっしゃるとおり、参考4の表を英語に英訳した状態で提出させていただく予定です。

(岡嶋参与) 分かりました。じゃ、その前までの資料は、言わばこちらで計算するための資料だということですね。

(渡邊主査) おっしゃるとおりです。透明性の確保と、ここに至るまでの内訳という観点で公表しております。

(岡嶋参与) どうもありがとうございました。私からは以上です。

(上坂委員長) 小笠原参与からも御意見を頂ければと思います。

(小笠原参与) 御説明どうもありがとうございました。我が国の核燃料サイクルは新しい局面に入ろうとしておりますので、特にこのプルトニウム利用の透明性の向上、それから国内外の理解ということは一層重要になってきております。プルトニウムの平和利用をしている主体は多岐にわたっておりますので、原子力委員会の場でも様々な関係者から聴取しておりますけれども、それを全体像として内閣府で取りまとめられて、このような形で分かりやすく内外に発信していくということ、これは非常に時宜を得た有意義な取組だと思いますので、高く評価したいと思います。

プルトニウムの平和利用、これはN P Tの第4条に定められた「原子力の平和利用に関す

る奪い得ない権利」の一環であり、かつ I A E A の拡大結論を得つつ行っているもので、我々としては、プルトニウムの平和利用そのものが問題視されるべきではないと思います。なので、今後大いにこの核燃料サイクルの意義は高まっていくと思いますが、堂々とやっていくべきだと思います。そういった中でこういった発表をされるということは、非常によかったのではないかと思います。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べます。もう既に資料の趣旨にもありますが、我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方に基づき、「利用目的のないプルトニウムは持たない」の原則を公開でチェックするという原子力委員会の重要な任務に関するものがあります。総量が 4 4. 4 トンで増加がなかったということは、まずはよろしかったと思います。原子力政策担当室におかれましては、引き続き適正な管理をよろしくお願いしたいと思っています。

それでは、どうもありがとうございました。

議題（２）は以上でございます。

次に、議題（３）について事務局から説明をお願いいたします。

(中島参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会議につきましては、令和 8 年 8 月 1 8 日火曜日、1 4 時から、場所は中央合同庁舎 8 号館 6 階 6 2 3 会議室、議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言はございますでしょうか。

御発言がないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

—了—